

# 日本機械学会中国四国支部シニア会規約

## 第1条 名称

本会は、日本機械学会中国四国支部（以下支部という）シニア会という。

## 第2条 事務局

事務局は支部事務局に置く。

支部との連絡および報告は支部シニア会担当幹事が当たる。

## 第3条 目的

本会は会員相互の親睦交流ならびに情報交換をはかり、学生会や企業の技術者への支援を通じてシニアの経験、技術、知恵の継承に努め、支部の活動や会員増強など支部の発展に寄与することを目的とする。

## 第4条 活動

本会は前条の目的を達するために次の活動を行なう。

1. シニア会総会、学生会との交流会、企業の技術者との交流会の開催。
2. 支部および学生会の要請による講師等の派遣、講演会や講習会等の企画・開催、理科系若手人材育成支援、中小企業に対する経営・技術支援、等。
3. その他本会の目的に沿う活動。

## 第5条 事業年度・活動計画・活動報告

本会の事業年度は支部に準じて毎年3月1日から翌年2月末日までとする。

運営委員長（会長）は当該年度の活動計画（予算含む）および活動報告（決算含む）を支部幹事会の承認を得たのち、シニア会総会で承認を得るものとする。

## 第6条 会員

60歳以上の中国四国支部会員で会員登録した者をもってシニア会会員（以下会員という）とする。ただし、55歳以上60歳未満の中国四国支部会員で会員登録希望者については、運営委員会が認めた者を会員とすることができる。

## 第7条 運営委員会

本会の円滑な運営のために運営委員会をおく。

1. 運営委員会は運営委員長（会長）1名、副運営委員長（副会長）若干名、運営委員若干名、支部シニア会担当幹事1名をもって構成する。
  - 1) 運営委員長（会長）は支部シニア会担当幹事と連携し、支部からの支援依頼等を適宜、吟味し、シニア会活動に反映するとともに、運営委員会と事務局の活動をリードする。
  - 2) 運営委員長（会長）、副運営委員長（副会長）及び運営委員はシニア会運営活動計画を立案する。
2. 運営委員長（会長）、副運営委員長（副会長）、運営委員は会員の中から支部担当幹事を除き、前期運営委員会の案を基に、支部幹事会の推薦を得て総会で承認選出する。また支部シニア会担当幹事は支部幹事会において幹事の中から選出する。
3. 運営委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

## 第8条 実務組織の設置

事業に応じて複数の実務組織をおくことができる。その構成員は、運営委員会によりシニア会会員の中から選出する。

## 第9条 総会

1. 総会は毎年3月に運営委員長（会長）が招集し、次の事項を審議決定する。
  - 1) 活動計画（予算含む）および活動報告（決算含む）
  - 2) 運営委員長（会長）、副運営委員長（副会長）、運営委員の選出
  - 3) 規約の改正
  - 4) その他シニア会運営の重要事項
2. 総会は会員をもって構成し、運営委員長（会長）、副運営委員長（副会長）、運営委員の過半数の出席をもって成立する。ただし、総会に出席できない委員は委任状、代理人状を提出し、議長に議事への賛否を表明することができる。
3. 総会の議事は出席会員、委任ならびに代理人の過半数で決め、賛否同数のときは議長がこれを決める。

## 第10条 活動費用

1. 支部からの交付金および事業収入で支弁し、残額は支部会計に組み入れる。
2. 運営委員長（会長）、副運営委員長（副会長）、運営委員の運営委員会参加のための交通費は活動費用から充当することができる。

## 第11条 契約形態

特定団体・企業等との間で契約が必要となる場合の取り扱いは以下を原則とする。

1. シニア会会員が特定団体・企業等の技術課題解決等の支援を行う場合は、本会はマッチングを行うのみとし、会員個人と特定団体との間で個別に契約するものとする。
2. 講習会（出前講座）や受託事業等において、特定団体・企業等との契約が必要となる場合は本会で契約することとし、案件に関して理事会の承認を得る。

## 第12条 規約改正

本規約の改正は、支部幹事会の承認を得たのち本シニア会総会において行う。

## 附則

1. 平成27年3月5日制定
2. 平成30年3月6日改定